

**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第462号）**  
〔議員報酬文書部分公開決定審査請求事案〕  
(答申日：令和7年10月30日)

**第一 審査会の結論**

大阪府議会議長が行った部分公開決定は、妥当である。

**第二 審査請求に至る経過**

- 1 令和5年10月4日付けで、審査請求人は、大阪府議会議長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府議会情報公開条例（平成12年大阪府条例第153号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容で公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。  
(本件請求内容)

議員の在職老齢年金事務に関する情報提供につき、管轄の年金事務所から依頼を受け回答した「議員報酬等の情報提供に関する協力について」のうち直近の回答文書。

および「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る（報酬変更等）一覧表」または「同（期末手当支給）一覧表」のうち直近の回答分（個人情報特定項目は黒塗りで可）。

- 2 令和5年10月10日付けで、実施機関は、本件請求に対応する対象文書（以下「本件対象文書」という。）を下記（1）のとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、下記（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、下記（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

(1) 本件公文書

国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る（期末手当支給）一覧表

(2) 公開しないことと決定した部分

基礎年金番号、フリガナ、氏名、住所、生年月日

(3) 公開しない理由

条例第9条第1号に該当する。

個人基礎年金番号等は特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められる。

- 3 令和5年12月21日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三 審査請求の趣旨**

一部不開示処分を取り消すとの裁決を求めます。

**第四 審査請求人の主張要旨**

- 1 本件決定に係る対象文書は、日本年金機構管轄年金事務所からの依頼を受けて議会事務局が提出した「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る（期末手当支給）一覧表」（以下「期末

手当一覧表」という。)である。

本件決定にあたり、実施機関は、「個人基礎年金番号等は特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められる。」として、条例第9条第1号に該当するとの理由で、期末手当一覧における各欄を不開示とした。

審査請求人は、本件決定における当該規定の適用は誤りであって、処分の取り消しと不開示部分の開示を求め、以下にその理由を述べる。

2 条例第9条第1項の適用に当たっては、個々の情報の性格、意味についての法的理解が前提となる。そのため、本件対象文書の役割を明確にしなければならない。

(1) 期末手当一覧表とは、公的年金制度における在職老齢年金の支給停止事務に係る文書である(厚年法第46条、厚年令第3条の6第2項第2号・第3号、厚年則第32条の4)。

平成27年10月1日より各共済年金制度は全て厚生年金保険制度に統一され、各共済組合等も、厚生年金事業の実施機関として厚生年金保険法に基づき業務を行うこととなった。

これにより、平成27年10月から、国会議員又は地方公共団体の議会の議員の報酬の月額及び期末手当の額と年金額に応じて、老齢厚生年金が支給停止される扱いとなった(在職老齢年金)。

(2) この処理においては、年金の支給停止額の計算の際に、議員報酬の月額及び期末手当の額等を確認するため、議員からの届出が必要となった。

老齢厚生年金の受給権者である議員は、原則として、所属する議会事務局等の証明を受け、所属する議会事務局等の管轄年金事務所に届出る義務を負う。

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第171号・平成28年11月30日公布)により、衆議院、参議院、地方公共団体の議会の議長からの資料提供等があつて日本年金機構が受給権者に係る届出事項を確認できた場合には、議員自らが届出をする必要がなくなった。

すなわち、議会事務局等が一覧表等を提出することが、議員自らの個別届出を代行する事務となつたのである(議会事務局等の一覧表提供は任意)。

(3) 自身の公的年金受給に関して適切な届け出が求められるべきルールメーカーたる議員ではあるが、昨今の政治資金規正法上の未届事件を想起するまでもなく、その実態は嘆かわしい状況であつて、在職支給停止届等の未提出議員が続出し、従つて本来は支給停止されるべき年金が不当に支給され、会計検査院から適正処理を求められる醜態が収まらなかつた。このため、日本年金機構各管轄年金事務所は、管轄する議会事務局に対して、議員の就任、退任、役職就任離任、議員報酬月額変更、期末手当支給等の事実把握のため、逐一情報提供依頼を続けており、「おんぶにだっこ」ともいえる議員お守り事務を続けざるを得ないのが現実である。

(4) 期末手当一覧表は、管轄年金事務所が「議会事務局別管理表」を作成、整備し、さらに議会ごとに「議会事務局別対象議員一覧表」を作成、整備した上で、議員個々人のデータ(基礎年金番号、年金コード、フリガナ、氏名、住所、生年月日)を予め印刷し、対象議会事務局に送付すると、当該議会事務局は、期末手当の支給年月日と支給額を記載して返送するターンアラウンドの形式となっている。

なお、期末手当一覧表に予め個人データが印刷されている、議会事務局が情報提供すべきとされる議員のすべてが老齢厚生年金の受給権者であるとは限らない。年齢層等の幅を持たせ、今後受給権が発生する可能性があり、在職老齢年金の対象になる可能性がある議員もこの抽出に含まれている。

### 3 条例第9条第1項該当性について

実施機関は条例第9条第1項該当を主張するが、本件不開示情報を、一般に他人に知られたくないと思むことが正当と認められるとの判断は以下のとおり誤りである。

(1) 実施機関は、各議員が支給を受けた期末手当額を、あたかも個人の私的収入と同等の情報であるかのごとく扱い、各議員が各々期末手当をいくら受けたかという情報は、個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと思むことが正当であるとしている。

しかしながら、期末手当は、「大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「支給条例」という。）第6条等の規定に基づき、支給されるものである。

そして、議長、副議長、各委員会委員長などへの就任、離任、退職、失職その他の期末手当支給額の算定の基礎となる個別の事実は、議会の公表情報である。

議会運営、公金の支出には透明性が求められ、各議員に各々いくら期末手当を支給するかは、府民への説明責任を果たすため当然に公表されている。毎期の支給日に、「令和5年6月期の期末・勤勉手当の支給について」など報道発表資料として大阪府ホームページで公表されているのはそのためであり、報道機関もこぞって例年報道している。

言うまでもなく、議会の議員の氏名や選出選挙区は次の（2）で指摘するとおり、公知の情報であって、これらは地方自治における民主主義の根幹となる情報である。

この意義は、退職、失職しても変わるものではない。

従って、各議員に支給される期末手当の支給額は支給条例により公にされている情報である。

(2) 実施機関は自身の大阪府議会ホームページの「議員情報」—「議員すがたみ」—「五十音順」の議員名簿において、個別議員の情報を公開している。

すなわち、当該「大阪府議会議員一覧 五十音順」の議員の「よみがな」のリンク先には、議員ごとの紹介ページが公表されており、議員の「氏名」、「よみがな」、「選挙区」、「生年月日」、「連絡先」等が掲載されている。

さらに、同ページでリンク先が紹介されている議員個人のホームページの多くには、自己紹介またはプロフィールが掲載され、各議員はそれらを自身の政治活動のために公表している。

これらの事実を踏まえると、期末手当一覧表のうち、「フリガナ」、「氏名」、「住所」のうち選挙区表記まで、及び「生年月日」は、すでに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報である。

ちなみに、議員ごとの紹介ページのみでは、選挙区に複数の区等が掲載され、また、連絡先に事務所が掲載されているため、各議員の「住所」のすべてが明らかであるとは言えない。

しかしながら、これらの情報に議員個人のホームページ掲載情報を加えれば、「住所」情報の一部、すなわち、いずれの区、自治体に在住しているは特定できるのであるから、「住所」のうち選挙区表記までは、すでに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と判断できる。

(3) 議会の議員は、他の公務員等とは異なり、民主主義の根幹を支える立場であり、有権者の付託に応じる立場にあることから、「基礎年金番号等」欄および「年金コード」欄を除き、容易に調べることが可能な範囲の情報（議会のホームページ掲載情報にとどまらず、そこからリンクされた議員個人サイト掲載情報）を含めて、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として扱うべきであるから、各欄の情報は、当該掲載情報の範囲で、議員ごとに、期末手当一覧表各欄の検討をするべきである。

4 以上のとおり、条例第9条第1項本文の該当性のみを理由とした、実施機関の主張は誤りであつて、取り消されるべきである。

## 5 付記

実施機関は、本件決定において、「年金コード」（コード無しを含む。）を不開示情報から除外している。本件決定は、各議員の氏名等、審査請求人が条例第9条第1項非該当により開示すべきと主張する情報を不開示情報としているため、その限りでは「年金コード」は、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められる情報とは言えない。

しかしながら、仮に審査請求人の主張には理由があるとして容認される場合、議員個人の氏名等が開示されることになるが、その際、本件決定においてすでに開示された議員個人の「年金コード」が議員個人名と紐づけられた上で公にされることとなる。

「年金コード」欄の記載の有無は受給権の有無を意味し、さらに、年金コードの記載がある場合には複数の年金コードが記載される余地があり、個人の年金加入に係る職域の一部を類推可能な情報となるおそれがある。これらはいずれも、個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められる情報と判断すべきであろう。

「基礎年金番号」欄を不開示としながら、「年金コード」欄を開示した本件決定は、公的年金制度に対する無理解が招いた不見識な処分と言わざるを得ない。

なお、本来審査請求人の主張には理由があるとして容認されるべき場合において、すでに「年金コード」を開示してしまったことを理由として、本件決定の取り消しをしないと判断することは許されない点、付言する。

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

### 1 弁明書における主張

#### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

#### (2) 弁明の理由

ア 本件対象文書は、日本年金機構（大手前年金事務所）からの厚生年金保険法施行規則第32条の4に基づく情報提供の協力依頼に対し、大阪府議会事務局が回答した文書である。

厚生年金保険法施行規則第32条の4では、国会議員等である老齢厚生年金の受給権者が期末手当の支給を受けたときの届出や衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に資料の提供を求め、当該受給権者に係る期末手当の支給日及び額を確認した場合等の取扱いについて規定している。よって、本件対象文書に記載されている情報は、老齢厚生年金の受給権者である議員に関するものである。

イ 本件対象文書は、老齢厚生年金の受給権がある議員が特定される資料であり、老齢厚生年金の受給権者であるかどうかは、個人のプライバシーに関する情報であって一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものに該当する。なお、今回、期末手当の支給年月日及び支払額は一律であり、議員が特定される恐れがないことから開示している。

#### (3) 結論

以上のとおり、本件決定における非開示部分は、条例第9条第1号に規定する特定の個人が識別され得るものうち、一般に他人に知られたくないと思むことが正当であると認められるものに該当するものであるから、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法または不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

## 2 実施機関説明における主張

本件対象文書は、老齢厚生年金の受給権が既にある議員と今後受給権が発生する予定の議員を対象とするものであり、具体的には、年金事務所が議員であることを確認した者のうち、56歳を超えていて、厚生年金の加入歴があり、年金事務所からの「情報提供依頼に対する回答書」を提出している者を対象とするものである。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

公文書公開についての条例の基本的な理念は、条例第1条にあるように、大阪府議会（以下「府議会」という。）に対する公文書の公開を求める権利を明らかにし、総合的な情報の公開の推進に関し基本的な事項を定めることにより、府議会の権限の適正な行使を確保し、府民に身近な府議会の実現及び府民の府政への参加をより一層推進するとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府議会への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与することを目的とするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府議会の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、条例第8条及び第9条で非公開の対象となる公文書についての規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条に規定する公文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された公文書を公開しなければならない。

### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、日本年金機構から厚生年金保険法施行規則第32条の4に基づく協力依頼を受けて、実施機関が同機構から示された特定の府議会議員に対する令和5年6月の期末手当の支払状況について回答した文書である。よって、本件対象文書に記載されている情報は、特定の議員について、年金事務所が議員であることを確認していること、56歳を超えていること、過去に厚生年金保険に加入していたこと、及び年金事務所からの「情報提供依頼に対する回答書」を提出していることを明らかにするものである。

### 3 本件決定に係る判断及びその理由について

実施機関は、本件対象文書のうち、基礎年金番号、フリガナ、氏名、住所、生年月日について、条例第9条第1号に該当すると主張するので、以下検討する。

#### (1) 条例第9条第1号について

条例は、第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのな

いように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

条例第9条第1号は、その趣旨を受けて、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって（要件1）、

イ 特定の個人が識別され得るものうち（要件2）、

ウ 一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（要件3）が記載されている公文書を公開してはならない旨定めている。

## （2）条例第9条第1号の該当性について

フリガナ、氏名、住所、生年月日は、条例第9条第1号に規定する「個人識別情報」にあたり、基礎年金番号は、国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に基づき一人ひとりに付与されるものであるから、これらはそれぞれ個人に関する情報であって、「個人識別情報」に該当する（要件1及び要件2）。これらを公開すると特定の議員について、その者の厚生年金への加入歴等の公にされていない事実を明らかにする結果となる。これらの公にされていない事実は、個人のプライバシーにかかる情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものといえるため（要件3）、条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

## 2 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

## 3 付言

実施機関は、弁明書にて、期末手当の支給額が一律であることから、支給額は公開としたと説明している。しかしながら、当該理由付けが、仮に支給額が異なる議員が含まれていた場合には支給額を非公開とする旨をも含意するならば、そのような運用は、本件のように支給額が公開された事案と比較することによって、支給額が異なる議員が含まれている事実自体を明らかとするものといえる。実施機関においては、以上の点に留意し、今後の取扱いについて検討されたい。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

海道 俊明、近藤 亜矢子、榊原 和穂、高野 恵亮